

公 告

このたび、美祢市秋芳町岩永下郷 地内を受益地とする県営奥の谷地区農村地域防災減災事業の計画の変更すべきことを協議したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第88条第6項において準用する法第87条の2第8項の規定により、この旨を公告し、その協議にかかる書類を下記のとおり縦覧に供します。

なお、当該土地改良事業に意見のある者は、法第88条第6項において準用する法第87条の2第9項の規定により、山口県知事あてに下記の方法にて意見書を提出してください。

令和8年7月27日

山口県知事 村 岡 嗣 政

記

1 縦覧に供する書類

変更後の県営奥の谷地区農村地域防災減災事業計画概要書の写し

2 縦覧の期間

令和8年7月28日から令和8年8月17日まで

3 縦覧の場所

美祢市建設農林部農林課

美祢市のウェブサイト

4 意見書の提出方法

美祢市建設農林部農林課に提出